

成年後見制度利用促進専門家会議
第4回 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

後見人等の報酬算定に関する議論状況と
今後の方向性についての報告資料



令和5年7月27日
最高裁判所事務総局家庭局

本日本話すること

1 全国の家庭裁判所における議論・検討の経過

- ・これまでの経緯（各家庭裁判所での検討、専門職団体との協議、利用者団体のヒアリング）
- ・事例問題によるシミュレーション、報酬の実情調査

2 現状の到達点及び課題

- ・報酬算定の在り方の検討における現状の到達点
- ・報酬算定の在り方の検討の過程で出てきた課題

3 運用改善の今後の方向性

- ・現実に運用する観点からの今後の方向性
- **身上保護事務について報告対象とし、報酬算定への反映**
- **財産管理事務に関する報酬算定の一部見直し**
- ・今後のスケジュール



これまでの経緯

各家庭裁判所

事務の整理を前提に、後見人等の事務の内容や負担等に応じた報酬を算定すべきとの方向性で、全国の家庭裁判所において、報酬算定の在り方について検討

- 利用者の予測可能性の確保に向けた検討
- 後見人等の事務を適切に評価するための情報を過不足なく把握するための報告書式の検討
- 専門職の専門性や身上保護についての評価に必要なとなる視点等の整理

大規模の家庭裁判所の検討をベースに、各家庭裁判所の裁判官を含む協議の場で繰り返し意見交換

全国の家庭裁判所において、新たな考え方による報酬算定のシミュレーションを実施し、課題を整理

後見人等が報酬を受け取ることができない事案の実情や現状の報酬付与の実態を調査

実際の運用を見据えて、引き続き検討中

各家裁の
検討を整理



各家裁への
情報提供



最高裁判所

平成30年6月～ 専門職団体との協議

- 選任の在り方と併せ、報酬の在り方についても議論
- 報酬付与の対象となる事務の内容等の整理

令和元年7月
利用者の立場を代表する団体からのヒアリング（第1回）
※専門職団体も参加

- 後見人が行った事務の内容や負担等に応じて報酬を算定すること、財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価する方向性について、概ね異論がないことを確認

令和3年6月
利用者の立場を代表する団体からのヒアリング（第2回）
※専門職団体も参加

財産僅少事案について、以下のような指摘があった

- 本人が継続して支払える報酬額でないと、制度利用の継続が困難であり、制度利用の促進にはつながらない
- 現状の報酬助成のままでは算定された報酬額が回収できない事態が生じる可能性があり、制度の担い手の確保の妨げとなる

事例問題による報酬算定のシミュレーションの実施

令和4年度に、実際にあった事案に基づいて作成した事例問題を取り上げて、全国の家裁裁判所で新たな報酬算定による報酬額のシミュレーションを実施



結果

- 一つ一つの事務の位置付けや見方について様々な考え方があり得ることが明らかになった。
- 虐待対応のある財産僅少事例については、算定結果が高額となった。

本人の資力を全く考慮せずに算定すると



問題

- 財産僅少事件における本人の重い報酬負担により、制度利用の促進の妨げとなるのではないか。
- 担い手の確保の観点でも問題を生じさせかねないのではないか。



報酬算定の在り方の検討における現状の到達点



全国の家裁において共通認識が得られた点

- 1 身上保護・本人の意思尊重という観点を踏まえた、後見人等・後見等監督人に期待される事務や役割及び専門職後見人の専門性が特に評価されるべき場面の整理
- 2 虐待対応や親族間紛争があるなど事務の負担の重い事件（後見人にとっての対応困難事案）のイメージの共有
- 3 身上保護事務の評価をする際に必要な視点の共有
→福祉サービスの契約変更などの法律行為に着目して評価するのではなく、チームによる支援を含む一連のプロセスを本人の意思尊重・福祉という視点から捉えて評価する。
- 4 報告の分量が過大になりすぎない範囲で身上保護に関する事情を報告することに向けた書式の整理
→①適切な報酬算定のため、身上保護・意思決定支援に関する事情を含む必要な事項の過不足のない把握と、②報告の負担軽減の両立の観点から報告書式を検討する。

報酬算定の在り方の検討の過程で出てきた課題

① 予測可能性の確保の問題

- ◆ 後見人等の報酬額は、裁判官が個別の事案ごとに、諸事情を総合的に考慮して判断すべき事項とされている。
- ◆ 利用者も担い手も、各自が体験した事案の内容はいずれも異なるため、標準となる事案のイメージを共有すること自体が困難。
- ◆ 新たな算定による報酬が増額又は減額になるとの誤解が生じ、制度の利用を控えたり、担い手が大量離脱するおそれもある。

➡ 報酬額について、予測可能性を確保した形で示すことは極めて困難であり、これを無理に実現しようとする、かえって弊害が大きい。

ただし、第二期計画において、報酬額の予測可能性をできる限り確保することが期待されており、具体的な方策を検討する必要がある。

② 報告事項の細分化による問題

- ◆ 後見事務の内容や負担に着目するという視点で突き詰めると、報告事項も細かくなることが考えられる。
- ◆ 後見人として細分化された後見事務のひとつひとつについて詳細な報告が求められ、報告に膨大な労力を割くあまり、後見事務全体の質が低下するおそれがある。

➡ 身上保護を重視する運用改善の方向性から逆行してしまう。

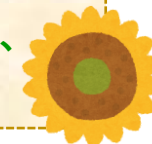
③ 財産僅少事案における報酬の確保

- ◆ 財産僅少事案において事務負担の大きさを考慮して算定し、報酬額が高額になった場合、財産が乏しいことから、担い手は付与された報酬を回収できないおそれがある。

➡ ・利用者の視点に立っても制度の利用に対する障害になるとともに、担い手の確保も妨げられる。
・報酬助成を受けられず報酬を得られない可能性があれば、法人後見についての採算の見通しが立たないため、法人後見の活用の躊躇につながるおそれもある。

- ◆ 第二期計画において、「後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある」との記載がある。

➡ 厚生労働省において市町村における報酬助成制度の推進に取り組まれているものの、現状においては、財源の確保等の課題もあり、財産僅少事案の報酬の引き上げに十分に対応する助成を行うことは困難（厚生労働省）。



現実に運用する観点からの今後の方向性

ポイント

裁判所の立場で改善すべきこととすべきではないことを整理した上で、実現可能なものを目指す
→これまでの検討を活かし、以下のポイントを中心に現実的にできることから運用を改善していく



①報告書式の変更

- ◆ 身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握できる報告書式とする。

報酬算定の在り方のみならず、後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握するために、後見事務の報告書式を変更することが考えられる（身上保護や意思決定支援に関する報告項目を設けることは、身上保護事務を重視することのメッセージにもなると考えられる。）。

②身上保護事務の評価

- ◆ 個々の法律行為等に着眼して積算しないことを前提に、プロセス全体を見て身上保護を評価する。

・ 身上保護のプロセスにおいて特に労力を要した場合等の例外的な事情があるときに加算し、本人との面談を行っていない、支援者と連絡が取れないなど、身上保護事務が不十分である場合には減額する方向。
・ 報告量が多い分加算されるという性質のものではなく、事案としての性質を総合的に評価して加算を検討する。

③財産管理事務の評価

- ◆ 資産額が非常に高額であるために報酬額も高額になる事案については、事務負担の程度等事案全体を見て評価することで、従前よりも減額になることも考えられる。

- ◆ 財産管理の付加報酬については、専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする。

法テラス基準は民事法律扶助のための低額の水準であること、個々の事案の専門職の発揮する専門性（職域）に応じて報酬額が変動し得ることに留意する（事務の難易度や発揮された専門性が高い場合や管理財産が高額な場合は、法テラスの代理援助立替基準よりも高額な報酬が算定されることも考えられる。）。

④予測可能性の確保

- ◆ 報酬付与額の平均などの過去の実績を示すことで、できる限り予測可能性の確保に努める。

今後のスケジュールについて

現在

付加報酬の点等も含め、具体的な運用の開始に向けて、全国の家庭裁判所が可能な限り準備の足並みを揃えられるように意見交換等をしている。

令和5年度

今回ご説明した方向性に沿って、各家庭裁判所で実現可能な運用改善の内容について議論するとともに、本年度中に、保佐、補助、任意後見の報告書式等も含め、全国の家庭裁判所で検討するために必要な書式等のツールを整備する。

令和6年度

各家庭裁判所で実現可能な運用改善の内容の整理を踏まえて、各家庭裁判所における運用に向けた準備、報告書式の変更に伴う準備、運用の変更にあたっての対外的な説明・周知を行う。

令和7年4月 運用開始予定

